

公益社団法人秋田県獣医師会支部規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県獣医師会（以下「本会」という。）定款第21条に規定する支部について必要な事項を定め地域における事業推進と連絡調整及び会員相互の連携を図ることを目的とする。

（区域）

第2条 支部の区域は、次のとおりとする。

支部名	区 域 名	摘 要
鹿角支部	鹿角市、鹿角郡	
北秋田支部	大館市、北秋田市、北秋田郡	
山本支部	能代市、山本郡	
秋田支部	秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡	
由利支部	由利本荘市、にかほ市	
仙北支部	大仙市、仙北市、仙北郡	
横手支部	横手市	
雄勝支部	湯沢市、雄勝郡	

（事業及び費用）

第3条 支部の事業は、理事会で決定された事業を行い、それに要する費用は本会の負担とする。

（構成）

第4条 支部の構成は、第2条に規定する区域内で、就業または居住する公益社団法人秋田県獣医師会会員の獣医師をもって組織する。ただし、勤務者にあつては勤務地または居住地とする。

（支部役員）

第5条 支部に必要な応じ、次の役員を置き、無報酬とする。

- (1) 支部長1名
- (2) 副支部長1名
- (3) 幹事若干名

2 支部長は、支部を代表し、その業務を統括する。

3 総会において承認された理事が支部長を兼ねるものとする。

4 副支部長及び幹事は、当該支部に属する会員の推薦に基づき、本会会長が理事会に諮ったうえで選任する。

5 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

6 支部役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠又は増員により選任された支部役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(支部会議)

第6条 支部会議は、必要に応じ支部長がこれを開く。

(改廃)

第7条 支部規程の改廃は、総会の議決による。

(その他)

第8条 支部運営のため、この規程の定めでない事項については、理事会の議決による。

附則

この規程は、公益社団法人秋田県獣医師会の設立の登記の日から施行する。